

## 会員憲章

- 1 会員は委託者の信頼に応え、設備設計事務所の構成員として、資質才能を十分に生かし、責務を果たさなければならない。
- 2 会員は委託者から適当な報酬を受け、委託者以外のものからいかなる利益供与も受けてはならない。
- 3 会員は常に知識と経験を傾注し、先進的な技術をもって社会に貢献するようつとめなければならない。
- 4 会員は常に人格の向上、研学に努め、会員相互は友愛をもって遇し、他の設計の名声を傷つけてはならない。
- 5 会員は施工者に対し、公正な態度でのぞみ、行き届いた工事監理をしなければならない。



一般社団法人 沖縄県設備設計事務所協会